

岡山県公報

発行
岡山県



目次

【告示】

担当課（室）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

○ 指定障害児通所支援事業の指定

指導監査課

○ 指定通所支援の事業の廃止の届出

指導監査課

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

指導監査課

○ 指定居宅サービス事業者の指定

指導監査課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定

障害福祉課

目次

担当課（室）

○ 関係の指定の更新

○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 優良図書の特典

○ 有害図書の特典

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 一般競争入札の実施

○ 関係の指定の更新

○ 優良図書の特典

○ 有害図書の特典

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 一般競争入札の実施

○ 関係の指定の更新

○ 優良図書の特典

○ 有害図書の特典

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定

○ 土地改良区の定款変更の認可

○ 道路の位置の指定

子ども家庭課

道路整備課

耕地課

建築指導課

警察本部会計課

◎岡山県告示第二百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年六月四日

指定した医療機関

岡山県知事 伊原木 隆 太

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーションあやめ倉敷

倉敷市白楽町二〇五―四 えとあシティD棟一〇一号室

令和六年六月一日

◎岡山県告示第二百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

マスカット薬局 穂浪店

備前市穂浪二八三五―九

令和六年六月一日

ハートライフ薬局 松島店

倉敷市松島一〇〇―一

令和六年六月一日

きたぞの薬局 河辺店

津山市河辺七六九―一

令和六年六月一日

◎岡山県告示第二百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名称

変更事項

変更前

変更後

変更年月日

訪問看護ステーション クムレ

医療機関の所在地

倉敷市上東八二七―七

倉敷市水島青葉町一―一八一階

令和六年四月一日

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百五十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

チルドレンハウス・つばめ

2 所在地

勝田郡勝央町黒土二二一番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人むすびこぶ

2 主たる事務所の所在地

美作市林野三四二番地

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇一〇三

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百五十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童クラブつばめ

2 所在地

勝田郡勝央町岡二九番地一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

特定非営利活動法人むすびこぶ

2 主たる事務所の所在地

美作市林野三四二番地

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇一一

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

夢門塾ゆうゆう総社

2 所在地

総社市中央六丁目九一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

キャレオス株式会社

2 主たる事務所の所在地

広島県福山市新市町大字戸手一〇二番地一

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三五〇八〇〇一六九

五 サービスの種類

保育所等訪問支援

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

チルドレンハウス・つばめ

2 所在地

勝田郡勝央町黒土二二二番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町黒土二二二番地一

三 廃止年月日

令和六年五月三十一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇七九

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

児童クラブつばめ

2 所在地

勝田郡勝央町岡二九番地一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社サンライフ

2 主たる事務所の所在地

勝田郡勝央町黒土二二二番地一

三 廃止年月日

令和六年五月三十一日

四 事業所番号

三三五三六〇〇〇二〇

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションエッグ

2 所在地

浅口郡里庄町里見五三〇一 曾根本第二ビル二〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エッグ

2 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島勇崎三二二番地

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三一二七〇〇〇九三

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

o i c o s s o c i o

2 所在地

勝田郡勝央町黒坂五八番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人大崎ゆりかご会

2 主たる事務所の所在地

津山市西吉田菰原三六番地の一

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三一三六〇〇〇八六

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

美作市立作東老人保健施設

2 所在地

美作市江見二八〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

美作市

2 主たる事務所の所在地

美作市栄町三八―二

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三一―五〇〇二二二

五 サービスの種類

短期入所

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アコール

2 所在地

浅口市鴨方町六条院中字西濁田三九四八番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アコール

2 主たる事務所の所在地

浅口市鴨方町六条院中字西濁田三九四八番地一

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三一六〇〇二二一

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

まみーなっぷ

2 所在地

浅口市鴨方町小坂東二〇〇一―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ナチュラル・メイト

2 主たる事務所の所在地

浅口市金光町八重二六二番地二〇

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三一―六〇〇二〇三

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

グループホームユートピアドルフィン

2 所在地

浅口市寄島町一六〇八九―一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人ドルフィン福祉会

2 主たる事務所の所在地

倉敷市八王寺町一八八番一

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 事業所番号

三三二一六〇〇〇三七

五 サービスの種類

共同生活援助

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションエッグ

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見五三〇一―一 曾根本第二ビル 二〇二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社エッグ

2 所在地

岡山県倉敷市玉島勇崎三二二番地

三 指定年月日

令和六年六月一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一―一八九

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第二百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

かがみの薬局

苫田郡鏡野町寺元三七四―二

調剤

令和六年六月一日

ホリエ薬局

総社市駅前一―八―七二

調剤

令和六年六月一日

◎岡山県告示第二百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類 腎臓に関する医療	更新年月日
医療法人晴寿会海岸通りクリニック	玉野市宇野一―四二―二六	調剤	令和六年六月一日
有限会社社美作薬局	津山市河辺九四二―一	調剤	令和六年六月一日
あおぞら薬局	井原市上出部五〇〇―一	調剤	令和六年六月一日
おざき薬局	瀬戸内市長船町福岡一〇三―一三	調剤	令和六年六月一日
ザグザグ薬局邑久店	瀬戸内市邑久町豊原八六―一	調剤	令和六年六月一日
ファミリー薬局鴨方店	浅口市鴨方町鴨方一六三九―五	調剤	令和六年六月一日
株式会社早川町薬局	真庭市久世二五〇九―一	調剤	令和六年六月一日
クオール薬局高梁南町店	高梁市南町七九	調剤	令和六年七月一日

◎岡山県告示第二百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

そうごう薬局湯郷店

美作市中山一四七六一三

調剤

令和六年四月一日

ホリエ薬局

総社市駅前一八七二

調剤

令和六年六月一日

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百七十三号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和六年六月四日

番号	図 書 名	著 者	文 種	発 行 所	岡山県知事 伊原木 隆 太
1	いつしよにあいさつ	山本省三 カモ	文 絵	新星出版社 幼	対 象 児
2	野球しようせ！大谷翔平ものがたり	とりごえ こうじ 山田 花梨	文 絵	世界文化社	小学生（低）
3	ふしぎな光のしずく～けんたとの約束～	田村 孝行・田村 弘美 木村 真紀・田村 弘美 渡辺 麻美	原案 作 絵	金港堂出版部	小学生（中）
4	ほんとにともだち？	如月 かずさ 高橋 和枝	作 絵	小 峰 書 店	”
5	性暴力についてかんがえるために	齋藤 梓	著	一 藝 社	中 学 生

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百七十四号

岡山県青少年健全育成条例(昭和五十二年岡山県条例第二十九号)第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	エマラルド 春の号 2024 SPRING 永遠娘 16	KADOKAWA
2	〃	ナツクルズ極ベスト vol. 37	茜新図社
3	〃	漫画ボンジュール 2024 6月号	大洋図社
4	〃	Men's GOLD 5月号	大イ図社
5	〃	VOL. 139	大イ図社

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 黒土北線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町納地字道ノ下五七五番 一地先から	一地先まで	旧	四・四 一七・〇	七三・〇
		新	七・五 二二・二	七三・〇
加賀郡吉備中央町納地字道ノ下五七五番 一地先から	一地先まで	旧	四・四 一七・〇	七三・〇
		新	七・五 二二・二	七三・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 槌ヶ原日比線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
玉野市迫間字宮面九九〇番二地内	玉野市迫間字宮面九九〇番二地内	旧	一七・五 二〇・六	九・四
		新	一七・五 二〇・六	九・四

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道 槌ヶ原日比線	垂水追分線	真庭市下河内字下ノ神二八一番二地先から 真庭市下河内字下河原一〇三一番一地先を経 て 真庭市下河内字小中田一一三番一地先まで	令和六年六月六日（十時）
県道		玉野市迫間字宮面九九〇番二地内	令和六年六月四日

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

◎岡山県告示第二百七十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 指定の区間

区 間	延長（m）	指定の部分
倉敷市平田字井手川三二五番一地从先から 倉敷市西坂字池之内七六九番一地从先まで	一〇五〇・〇	上下線

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

〔二八二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和六年六月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

足守土地改良区

二 認可年月日

令和六年五月二十八日

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

〔二八三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号 岡山県指令備中局 建第四〇四〇号 令和六年五月二十 四日	番 号	道 路 の 位 置 浅口郡里庄町大字新庄字太治郎開 地五三八五番二の一部、字穴田五 四二六番一	道 路 の 幅 員 (メートル) 六・〇二	道 路 の 延 長 (メートル) 四六・七九
--	-----	--	-----------------------------	------------------------------

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

〔二八四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二二〇番四、二二一番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市清音三因三番地

板野 由美

板野 由佳

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十八日岡山県指令建指第四三二号

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

〔二八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字袋ノ東二二七番三、二二七番一四、二二七番一五、二二七番一六
許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市南区新保四〇二番地一フアミーユサトウⅡB棟一〇二号室

青木 漠幸

青木 年恵

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月十八日岡山県指令建指第四一二号

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

〔二八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年六月四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字畑間一二五五番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市総社一二五六番地

吉岡 大輝

吉岡 理紗

三 許可年月日及び許可番号

令和六年三月二十五日岡山県指令建指第四四三号

「二八七」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年六月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

警察本部庁舎等清掃業務委託

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び警察本部庁舎等清掃業務委託仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和6年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した2年間の額で入札に付することとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和6年度に県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第28号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 令和元年度以降、官公庁、民間企業等において清掃業務に関する契約を1年間以上の期間にわたり履行した実績を有する者であること。

(7) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。)及び作業員が暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であること。

イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ウ 役員等及び作業員が自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

エ 役員等及び作業員が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

オ 役員等及び作業員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

カ 役員等及び作業員が暴力団員等であることを知りながら、これを不当に利用する等していること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

電話(086)226-7234

(2) 申請書の提出期限

令和6年7月2日(火) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話(086)234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年6月4日(火)から同年7月12日(金)まで(岡山県の休日を含める)

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ170グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和6年7月24日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和6年7月25日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

令和6年6月4日 岡山県公報 第12605号

5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和6年7月12日(金)午後4時までに入札説明書で示す場所に提出しなければならない。
また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Office building cleaning services of Okayama Prefectural Police Head-

quarters

- (2) Contract period :

From 1 October

2024 through 30 September, 2026

- (3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

- (4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 24 July, 2024

- (5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242